



島根県報

令和5年3月31日（金）

号外第52号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	2
職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(")	2
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(")	3
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	(")	4
島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則	(学校企画課)	5
島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則	(")	7
島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則	(")	7
指導が不適切である教員への対応に関する規則の一部を改正する規則	(")	7
教員免許更新制に関する規則を廃止する規則	(")	8
市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(")	8
博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則	(文化財課)	10

【教委訓令】

島根県教育庁等組織規則施行規程の一部改正	(教育庁総務課)	17
職員の任免発令式の一部改正	(")	17
島根県教育庁等公印規程の一部改正	(")	19
教育職員の任免発令式の一部改正	(学校企画課)	20

【教育長訓令】

教育事務決裁規程の一部改正	(教育庁総務課)	23
---------------	----------	----

【正 誤】

令和4年10月25日付け島根県報第357号中	(学校企画課)	26
------------------------	---------	----

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第6号

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1号様式その1中

自宅等宿泊・自家用自動車使用 申請者職氏名	印
	㊟

を

「

自宅等宿泊・自家用自動車使用 申請者職氏名

に改める。

」

第1号様式その2中 「年 月 日」を「年 月 日」に改める。

第2号様式その1中 「旅行命令簿確認済印

校 長
職 印

及び「㊟」を削る。

」

第2号様式その2中 「㊟」を削る。

第3号様式その1中 「旅行命令簿確認済印

校 長
職 印

及び「㊟」を削る。

」

第3号様式その2から第5号様式までの様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第7号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

別表中「企画員」及び「サブリーダー」を削り、「副課長」を「副課長
主査」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第8号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「5年を超える年数」の次に「（決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない者で教育委員会の定めるものについては、教育委員会の定める年数）」を、「もの」の次に「（決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない者で教育委員会の定めるものを含む。）」を、「年数を超える年数」の次に「（決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない者で教育委員会の定めるものについては、教育委員会の定める年数）」を加える。

附則に次の1項を加える。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける教育職員に対する通知）

21 条例附則第10項の規定の適用により給料月額が異動することとなった教職員に対しては、文書によりその旨を通知するものとする。ただし、文書の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって文書の交付に代えることができる。

別表第2の3備考に次のように加える。

3 教育委員会の定める者に対する本表の適用については、当分の間、職務の級2級欄に掲げる必要経験年数は、「高校卒業程度」にあつては7年とする。

4 教育委員会の定める者に対する本表の適用については、当分の間、職務の級3級欄に掲げる必要経験年数は、「高校卒業程度」にあつては11年とする。

別表第6の3備考に次のように加える。

3 学校事務職員（経験者）採用選考試験の結果に基づいて教職員となった者の初任給の号給は、別に定めるところによる。

別表第9の4中「同 平田中学校」を削る。

別表第9の5中 「同 赤江小学校」「同 島田小学校」「同 朝陽小学校」「大田市立長久小学
同 広瀬小学校」を「同 赤江小学校」に、同 出東小学校 を 同 久手小学
大田市立長久小学校」

校に、「同 西益田小学校」を「同 西益田小学校」に、「出雲市立浜山中学校」を「出雲市立浜山中学
校」に、「同 津和野町立津和野小学校」を 同 平田中学

校に、「浜田市立第三中学校」を「浜田市立第二中学校」に改める。
校」を 同 第三中学校」

別表第10の3中「大田市立池田小学校」を削り、「同 第三中学校」を「大田市立第三中学校」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(管理職手当に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則別表第9の4又は別表第9の5に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)別表第9の4又は別表第9の5に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の区分については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第9の4又は別表第9の5にかかわらず、なお従前の例による。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第9号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則(昭和43年島根県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「グループ」を「係」に改める。

第7条総務課の項第11号中「経理」を「管理」に改め、同条学校企画課の項第6号中「及び免許講習」を削り、同条文化財課の項第9号及び第10号中「(古代文化センター)」を「(古代文化センター)。」に改める。

第8条(見出しを含む。)中「グループ」を「係」に改める。

「

第9条第1項の表中	グループリーダー	上司の命を受け、グループ内の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	を
-----------	----------	-----------------------------------	---

」

「

課長補佐	課長を補佐する。	に改め、同条第2項の表中
係長	上司の命を受け、係内の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	

」

「

主幹	上司の命を受け、課の特定の事務を掌理する。	を
企画員		

」

「

主幹	上司の命を受け、課の特定の事務を掌理する。	に改める。
----	-----------------------	-------

」

第14条第2項の表を次のように改める。

職	職務
調整監	上司の命を受け、所の特定事務を掌理する。

企画幹	上司の命を受け、所の事務のうち、特定事務を掌理する。
主幹	上司の命を受け、特定の事務を処理する。

第14条の6第2項の表を次のように改める。

職	職務
調整監	上司の命を受け、所の特定事務を掌理する。
企画幹	上司の命を受け、所の事務のうち、特定事務を掌理する。
主幹	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
係長	上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第18条の3の表東部社会教育研修センターの項中「研修調査課」を「研修調査スタッフ」に改める。

第30条第3項の表を次のように改める。

機関	職	職務
教育機関	調整監	上司の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	課長	上司の命を受け、教育機関の事務のうち、特定事務を掌理する。
	企画幹	
	主幹	上司の命を受け、自ら専門的業務をつかさどる。
	係長	上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第31条の表島根県立古代出雲歴史博物館協議会の項中「第20条第2項」を「第23条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 健 二

島根県教育委員会規則第10号

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通信教育規程（昭和32年島根県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（各教科に属する科目等）」に改め、同条第1項中「教科、科目及びその」を「各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）及び総合的な探究の時間並びにこれらの」に改め、同条第2項中「教科、科目」を「各教科・科目、総合的な探究の時間」に改める。

第5条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「教科、科目」を「各教科・科目及び総合的な探究の時間」に改める。

第8条第3項中「あたって」を「当たって」に改める。

第9条中「教科又は科目」を「各教科・科目」に改める。

第11条第2項中「による指導等」を「その他の多様なメディアを利用した指導等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（通信教育実施計画）

第11条の2 校長は、通信教育の実施に当たって、次に掲げる事項を記載した教育計画（第40条において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

- (1) 通信教育を実施する各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動の名称及び目標に関すること。
- (2) 通信教育を実施する各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動ごとの通信教育の方法及び内容並びに1年間の通信教育の計画に関すること。
- (3) 通信教育を実施する各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得

の認定に当たっての基準に関すること。

第12条中「教科、科目」を「各教科・科目及び総合的な探究の時間」に改める。

第13条中「教科、科目」を「各教科・科目、総合的な探究の時間」に改め、同条に次の1項を加える。

4 面接指導は少人数で行うことを基本とし、同時に面接指導を受ける生徒数は40人を超えてはならない。

第17条第1項及び第2項、第18条の3並びに第26条中「教科、科目」を「各教科・科目及び総合的な探究の時間」に改める。

第33条第2号中「教科・科目」を「各教科・科目又は総合的な探究の時間」に改める。

第37条第1項から第3項までの規定中「教科・科目」を「各教科・科目及び総合的な探究の時間」に改める。

第37条の3第2項中「あたって」を「当たって」に改める。

第38条の見出しを「(協力校)」に改め、同条第1項中「実施校」を「面接指導等実施施設、実施校」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「をおく」を「でなければならない」に改め、同条第3項中「に、講師」を「の教諭等」に改め、同条第4項中「講師」を「教諭等」に改め、同条を第38条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

(通信教育連携協力施設における連携協力の状況の評価)

第38条の3 実施校は、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 実施校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設において通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者(当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 実施校は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するとともに、これらの結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。

第37条の3の次に次の1条を加える。

(通信教育連携協力施設)

第38条 実施校の行う通信教育について連携協力を行う次に掲げる通信教育連携協力施設をおく。

(1) 面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う施設(第3項及び次条において「面接指導等実施施設」という。)

(2) 生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附随する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であって、面接指導等実施施設以外のもののうち設置者が必要と認める施設(第4項において「学習等支援施設」という。)

2 通信教育連携協力施設ごとの定員は別に定める。

3 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。

4 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。

第39条中「教科、科目」を「各教科・科目及び総合的な探究の時間」に改める。

第40条を第41条とし、第39条の次に次の1条を加える。

(情報の公表)

第40条 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況(第4号から第9号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。)についての情報を公表するものとする。

(1) 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関する事。

(2) 通信教育を行う区域に関する事。

(3) 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関する事。

- (4) 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。
 - (5) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。
 - (6) 通信教育実施計画に関すること。
 - (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。
 - (8) 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。
 - (9) 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- 2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。
- 様式第1号中「学習」を「探求」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第11号

島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

島根県立学校教育職員の評価に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第12号

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

指導が不適切である教員への対応に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第13号

指導が不適切である教員への対応に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切である教員への対応に関する規則（平成20年島根県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「再任用職員、」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教員免許更新制に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第14号

教員免許更新制に関する規則を廃止する規則

教員免許更新制に関する規則（平成21年島根県教育委員会規則第13号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第15号

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則（令和元年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「、任期を更新したことにより」を削り、「、更新前の任期と更新後の任期の定めを通算した期間が6月以上に至った」を「条例の適用を受ける会計年度任用職員の職（任期の定めが1月以上のものに限る。）に任用されている教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 条例又は島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）若しくは島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）の適用を受ける会計年度任用職員（次号及び次項並びに第13条第2項及び第3項において「条例等適用会計年度任用職員」という。）の職（任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるものに限る。）に在職した期間が、基準日において連続して6月以上に至っている教職員
- (2) 条例等適用会計年度任用職員の職（任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるものに限る。）に基準日の前日まで連続して在職した期間がある教職員であって、当該連続して在職した期間に基準日から基準日に任用されている職の任期が終了する日までの期間を加えた期間が、基準日において6月以上に至っているもの（前号に掲げる教職員を除く。）

第11条第5項第1号中「第2項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項中「前項」を「第1項から第3項まで及び前項並びに第13条第1項第1号、第2項及び第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項を同条第6項とし、同条第2項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 教職員は、県教育委員会が定めるところにより、基準日に在職する職以外の条例等適用会計年度任用職員の職（任期

の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるものに限る。)に在職した期間を申告しなければならない。この場合において、県教育委員会は、当該申告がなかった期間を前項各号の在職期間に含めないことができる。

3 複数年度にわたり連続して休業した者が属する公署において、当該休業した者の業務を処理するため、当該休業した者の休業期間を任期の限度として複数年度にわたり1月以上の期間連続して任用された教職員(この項及び第13条第3項において「複数年度代替職員」という。)に対する前2項の規定の適用については、第1項各号及び前項中「任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるもの」とあるのは、「任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるもの(複数年度代替職員として在職した期間については任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上である職)」とする。

4 条例第5条第1項後段に規定する退職し、又は死亡した教職員に対する第1項及び第2項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第1項中「同項に規定する基準日(以下「基準日」という。)」とあり、並びに同項各号及び第2項中「基準日」とあるのは、「退職し、又は死亡した日」とする。

第13条第1項中「同一の職に在職した期間のほか、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「次に掲げる期間(同一の期間内に2以上の職に在職した期間については、これらの職に在職した期間のうち一の期間)」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上である条例等適用会計年度任用職員の職に在職した期間

(2) 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)、県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)、給与条例、島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例又は島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける常勤職員又は法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員として在職した期間

第13条第2項第1号中「第11条第2項第2号」を「第11条第5項第2号」に改め、同項第4号中「前項第3号」を「第1項第2号」に、「第7号」を「第8号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 教職員は、県教育委員会が定めるところにより、基準日に在職する職以外の条例等適用会計年度任用職員の職(任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるものに限る。)に在職した期間及び前項第2号に規定する在職期間を申告しなければならない。この場合において、県教育委員会は、当該申告がなかった期間を前項各号の在職期間に含めないことができる。

3 複数年度代替職員に対する前2項の規定の適用については、第1項第1号中「任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上である条例等適用会計年度任用職員の職」とあるのは「任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上である条例等適用会計年度任用職員の職(複数年度代替職員として在職した期間については任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上の条例等適用会計年度任用職員の職)」と、前項中「任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるもの」とあるのは「任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるもの(複数年度代替職員として在職した期間については任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上である職)」とする。

第14条第1項中「掲げる」の次に「基準日に在職する職の」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号又は第3号の規定の適用に当たっては、基準日に在職する職及び前条第1項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により在職期間を通算された職であって基準日に在職する職と報酬の基準が同一のもの以外の職に係る在職期間並びに勤務日の日数及び正規の勤務時間数は含めず同項第1号又は第3号の規定による算出を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和4年島根県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改める。
第13条第1項第3号の改正規定及び附則ただし書を削る。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第16号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則(昭和27年島根県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

博物館の登録等に関する規則

第1条の見出しを「(登録申請書)」に改め、同条中「第10条の規定による登録を受けようとする者は、別記第1号様式による登録申請書を島根県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない」を「第12条第1項の登録申請書は、博物館登録申請書(第1号様式)とする」に改める。

第2条から第5条までを次のように改める。

(登録の審査)

第2条 法第13条第1項第3号から第5号までに規定する島根県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定める基準は、同条第2項に規定する文部科学省令の定めるところによる。

(博物館登録原簿)

第3条 法第14条第1項の博物館登録原簿は、第2号様式とする。

(変更の届出)

第4条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、博物館登録申請書変更届(第3号様式)によらなければならない。

(運営状況の報告)

第5条 法第16条の規定による報告は、博物館運営状況報告書(第4号様式)によらなければならない。

- 2 法第12条第2項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があったときは、前項の博物館運営状況報告書にその旨を記載しなければならない。

第6条中「博物館の設置者は、博物館を廃止したときは」を「法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は」に、「別記第4号様式により教育委員会に届け出」を「博物館廃止届(第5号様式)により行わ」に改める。

第7条の見出し中「公示」を「公表」に改め、同条中「公示しなければならない」を「インターネットの利用及び島根県報に登載する方法により公表するものとする」に改め、同条第1号中「第12条」を「第14条」に改め、同条第2号中「第13条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条第3号中「第14条第1項」を「第19条第1項」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第4号中「第15条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第31条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による指定の取消しをしたとき。

第7条の次に次の1号を加える。

(博物館に相当する施設の指定の審査)

第8条 博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)第24条第1項第2号から第4号までに規定する教育委員会の定め

る基準は、同令第19条から第21条までに定めるところによる。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

年 月 日

島根県教育委員会 様

設置者 氏 名

博 物 館 登 録 申 請 書

博物館法第11条の規定による登録を受けたいので、同法第12条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

事 項	記 載 欄
設 置 者 の 名 称	
設 置 者 の 住 所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	
添 付 書 類	
館 則 の 名 称	
博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類	

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

島根県教育委員会 様

設置者 氏 名

博物館登録申請書変更届

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項の内容		変更の理由
変更 年 月 日	変更事項	

第4号様式中「番 号」を削り、「第15条第1項」を「第20条第1項」に改め、同様式を第5号様式とする。
第3号様式の次に次のように加える。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

島根県教育委員会 様

設置者 氏 名

博 物 館 運 営 状 況 報 告 書

博物館法第16条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 運営状況

--

備考 運営状況に関する資料を別に添付してもよい。

2 登録申請書の添付書類の記載事項の変更

記 載 事 項	変 更 事 項 の 内 容		変 更 の 理 由
	変 更 年 月 日	変 更 事 項	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第2号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関

島根県教育庁等組織規則施行規程（昭和43年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第1条中「各グループ」を「各係」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

島根県教育委員会訓令第3号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

別表第1のIの1の(1)中「〇〇グループリーダー」を「〇〇課課長補佐」に改め、同表のIの2の(1)中「〇〇グループリーダー」を「〇〇課課長補佐」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に、「「に補する」を「、「に補する」に、「し、再任用職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）については」を「、「に改め、同表のIの3の(1)中「場合」の次に「（(2)の場合を除く。）」を加え、同表のIの3中(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 管理監督職勤務上限年齢に達したことにより降任させる場合（異動期間延長が終了した場合を含む。）

島根県教育委員会事務局〇〇職員
氏 名

地方公務員法第28条の2第1項本文の規定により降任する

〇〇に補する

〇〇職〇級とする

〇号給を給する

〇〇課（〇〇〇）勤務を命ずる

（注） 勤務所に異動のないときは、省略する。

- (3) 特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させる場合

島根県教育委員会事務局〇〇職員

氏 名

地方公務員法第28条の5第3項の規定により降任する

〇〇に補する

〇〇職〇級とする

〇号給を給する

〇〇課（〇〇〇）勤務を命ずる

（注） 勤務所に異動のないときは、省略する。

別表第1のIの3の2及び5中「〇〇グループリーダー」を「〇〇課課長補佐」に改め、同表のIの6中「再任用」を「定年前再任用」に改め、同表のIの13の(5)中「のイ」を削り、同表のIの14の次に次のように加える。

14の2 異動期間延長

- (1) 異動期間を延長する場合

島根県教育委員会事務局〇〇職員

氏 名

地方公務員法第28条の5第〇項の規定により 年 月 日まで異動期間を延長する

- (2) 異動期間の期限を繰り上げる場合

島根県教育委員会事務局〇〇職員

氏 名

異動期間の期限を 年 月 日に繰り上げる

- (3) 異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

島根県教育委員会事務局〇〇職員

氏 名

異動期間を延長されていない職員となった

別表第1のIの15中「15 再任用」を「15 定年前再任用」に改め、同表のIの15の(1)中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務職員として任用」に、「〇〇グループリーダー」を「〇〇課課長補佐」に改め、同表のIの15の(2)及び(3)を削り、同表のIの15の(4)中「再任用」を「定年前再任用」に改め、同表のIの15中(4)を(2)とし、同表のIの15の2の(1)中「〇〇グループリーダー」を「〇〇課課長補佐」に改め、同表のIの20の(5)中「再任用の任期の満了による」を「定年前再任用短時間勤務の任期の満了による」に、「再任用の任期の満了により」を「定年前再任用の任期の満了により」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第6項、第7項又は第11項から第16項までの規定により採用された職員をいう。以下この項において同じ。）の任免発令の様式については、次のとおりとする。

- (1) 暫定再任用する場合

ア 役付職員の場合

氏 名

島根県教育委員会事務局事務（技術）職員に任命する

〇〇課長（〇〇〇長）に補する

（〇〇課課長補佐（〇〇〇〇〇〇長）に補する）

〇〇職〇級とする

任期は 年 月 日までとする

（注） 暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるものをいう。）については「に補する」とあるのは「（週〇〇時間勤務）に補する」とする。イにおいて同じ。

イ 一般職員の場合

氏 名

島根県教育委員会事務局事務（技術）職員に任命する

〇〇に補する

〇〇職〇級とする

〇〇課（〇〇〇）勤務を命ずる

任期は 年 月 日までとする

(2) 任期を更新する場合

島根県教育委員会事務局〇〇職員

氏 名

暫定再任用の任期を 年 月 日まで更新する

(3) 暫定再任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更する場合

島根県教育委員会事務局〇〇職員

氏 名

1週間当たりの通常の勤務時間を〇〇時間に変更する

(4) 任期の満了により退職する場合

島根県教育委員会事務局〇〇職員

氏 名

暫定再任用の任期の満了により退職した

島根県教育委員会訓令第4号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

島根県教育庁等公印規程（平成23年島根県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

別表第2第2号中「、有効期間更新証明書、有効期間延長証明書、更新講習修了確認証明書、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第二条第三項第三号の確認証明書、修了確認期限延期証明書及び免許状更新講習免除証明書」を削り、同表中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とする。

附 則

この訓令は、令和5年3月31日から施行する。

島根県教育委員会訓令第5号

本 庁
教育事務所
県立学校

教育職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第2項第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

別表第1（その1）の3の(1)中「場合」の次に「((2)の場合を除く。）」を加え、同表の3中(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 管理監督職勤務上限年齢に達したことにより降任させる場合（異動期間延長が終了した場合を含む。）

職 名 氏 名

地方公務員法第28条の2第1項本文の規定により降任する

島根県公立学校教員に任命する

島根県立〇〇高等学校〇〇に補する

高等学校等教育職〇級とする

〇号給を給する

- (3) 特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させる場合

職 名 氏 名

地方公務員法第28条の5第3項の規定により降任する

島根県公立学校〇〇に任命する

島根県立〇〇高等学校〇〇に補する

高等学校等教育職〇級とする

〇号給を給する

別表第1（その1）の5中「、」を削り、「再任用」を「定年前再任用」に改め、同表の21の次に次のように加える。

21の2 異動期間延長

- (1) 異動期間を延長する場合

職 名 氏 名

地方公務員法第28条の5第〇項の規定により 〇〇年〇〇月〇〇日まで異動期間を延長する

- (2) 異動期間の期限を繰り上げる場合

職 名 氏 名

異動期間の期限を 〇〇年〇〇月〇〇日に繰り上げる

- (3) 異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

職 名 氏 名

異動期間を延長されていない職員となった

別表第1（その1）の22中「22 再任用」を「22 定年前再任用」に改め、同表の22の(1)中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務職員として任用」に改め、「（注） 「（週〇〇時間勤務）」は、再任用短時間勤務職員の場合に限る。」を削り、同表の22の(2)及び(3)を削り、同表の22の(4)中「再任用」を「定年前再任用」に改め、同表の22中(4)を(2)とし、同表の26の(4)中「再任用の任期の満了による」を「定年前再任用短時間勤務の任期の満了による」に、「再任用の任期の満

了により」を「定年前再任用の任期の満了により」に改める。

別表第1（その2）の3の(1)中「場合」の次に「(2)の場合を除く。」を加え、同表の3中(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 管理監督職勤務上限年齢に達したことにより降任させる場合（異動期間延長が終了した場合を含む。）

職 名 氏 名

地方公務員法第28条の2第1項本文の規定により降任する

島根県 ○ 市
公立学校教員に任命する
○○郡○○町（村）

島根県 ○ 市
立○○○学校○○に補する
○○郡○○町（村）

中学校・小学校等教育職○級とする

○号給を給する

- (3) 特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させる場合

職 名 氏 名

地方公務員法第28条の5第3項の規定により降任する

島根県 ○ 市
公立学校○○に任命する
○○郡○○町（村）

島根県 ○ 市
立○○○学校○○に補する
○○郡○○町（村）

中学校・小学校等教育職○級とする

○号給を給する

別表第1（その2）の5の(2)中「、」を削り、「再任用」を「定年前再任用」に改め、同表の19の次に次のように加える。

19の2 異動期間延長

- (1) 異動期間を延長する場合

職 名 氏 名

地方公務員法第28条の5第○項の規定により ○○年○○月○○日まで異動期間を延長する

- (2) 異動期間の期限を繰り上げる場合

職 名 氏 名

異動期間の期限を ○○年○○月○○日に繰り上げる

- (3) 異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

職 名 氏 名

異動期間を延長されていない職員となった

別表第1（その2）の20中「20 再任用」を「20 定年前再任用」に、同表の20の(1)中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務職員として任用」に改め、「(注) 「(週○○時間勤務)」は再任用短時間勤務職員の場合に限る。」を削り、同表の20の(2)及び(3)を削り、同表の20の(4)中「再任用」を「定年前再任用」に改め、同表の20中(4)を(2)とし、同表の24の(4)中「再任用の任期の満了による」を「定年前再任用短時間勤務の任期の満了による」に、「再任用の任期の満了により」を「定年前再任用の任期の満了により」に改める。

別表第2採用の項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同表解除の項中「再任用中の職員が異動し、任期の定めのない」を「法第28条の5第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない」に改め、同表変更の項中「職員の定年等に関する条例」の次に「(昭和59年島根県条例第5号)」を、

「繰り上げる場合」の次に「並びに同条例第11条に規定する異動期間の延長事由が消滅した場合において異動期間の期限を繰り上げる場合及び職員の定年等に関する規則（令和4年島根県人事委員会規則第23号）第12条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合」を加え、「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用」を「定年前再任用」に改め、同表の勤務延長の項の次に次のように加える。

異動期間 延長	法第28条の5第1項から第4項までの規定により異動期間を延長し、引き続き管理監督職として勤務させる場合をいう。
------------	---

別表第2再任用の項中「再任用」を「定年前再任用」に、「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同表退職の項中「再任用」を「定年前再任用」に改め、同表更新の項中

「
法第28条の4第2項又は第28条の5第2項の規定により再任用の任期を更新する場合をいう。」を削る。

別表第3採用の項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同表解除の項中「再任用中の職員が異動し、任期の定めのない」を「法第28条の5第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない」に改め、同表変更の項中「繰り上げる場合」の次に「並びに同条例第11条に規定する異動期間の延長事由が消滅した場合において異動期間の期限を繰り上げる場合及び職員の定年等に関する規則第12条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合」を加え、「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用」を「定年前再任用」に改め、同表の勤務延長の項の次に次のように加える。

異動期間 延長	法第28条の5第1項から第4項までの規定により異動期間を延長し、引き続き管理監督職として勤務させる場合をいう。
------------	---

別表第3再任用の項中「再任用」を「定年前再任用」に、「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同表退職の項中「再任用」を「定年前再任用」に改め、同表更新の項中

「
法第28条の4第2項又は第28条の5第2項の規定により再任用の任期を更新場合をいう。」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（暫定再任用教育職員に関する経過措置）

2 暫定再任用教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第6項、第7項、第13項又は第14項の規定により採用された教育職員をいう。以下この項において同じ。）の任免発令の様式については、以下のとおりとする。

(1) 県立学校教育職員

ア 暫定再任用する場合

職 名 氏 名

島根県公立学校〇〇に任命する

島根県立〇〇高等学校〇〇に補する（週〇〇時間勤務）

高等学校等教育職〇級とする

任期は 〇〇年〇月〇〇日までとする

（注）1 特別支援学校の教育職員については「〇〇高等学校」を「盲学校」、「〇〇ろう学校」又は「〇〇養護学校」とすること。

2 「（週〇〇時間勤務）」は、暫定再任用短時間勤務教育職員（暫定再任用教育職員で短時間勤務の職

を占めるものをいう。(2)アにおいて同じ。)の場合に限る。

イ 任期を更新する場合

職 名 氏 名

暫定再任用の任期を ○○年○月○日まで更新する

ウ 暫定再任用教育職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更する場合

職 名 氏 名

1週間当たりの通常の勤務時間を○○時間に変更する

エ 任期の満了により退職する場合

職 名 氏 名

暫定再任用の任期の満了により退職した

(2) 市町村立学校教育職員

ア 暫定再任用する場合

職 名 氏 名

島根県 ○ 市 公立学校○○に任命する
○○郡○○町(村)

島根県 ○ 市 立○○○学校○○に補する(週○○時間勤務)
○○郡○○町(村)

中学校・小学校等教育職○級とする

任期は ○○年○月○日までとする

(注) 「(週○○時間勤務)」は、暫定再任用短時間勤務教育職員の場合に限る。

イ 任期を更新する場合

職 名 氏 名

暫定再任用の任期を ○○年○月○日まで更新する

ウ 暫定再任用教育職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更する場合

職 名 氏 名

1週間当たりの通常の勤務時間を○○時間に変更する

エ 任期の満了により退職する場合

職 名 氏 名

暫定再任用の任期の満了により退職した

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁
出先機関
県立学校

教育事務決裁規程(昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第2条第14号中「グループリーダー」を「課長補佐」に改め、同条中第21号を第22号とし、第16号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 係長 組織規則第9条第1項に規定する係長をいう。

第5条見出し中「グループリーダー等」を「課長補佐等及び係長」に改め、同条第1項中「グループリーダー」を「課長補佐」に改め、「という。）」の次に「並びに係長」を、「別表第3」の次に「の課長補佐等専決事項、係長（職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の職務の級4級及び同項第4号に規定する研究職給料表の職務の級3級に属する係長並びに同項第5号ウに規定する医療職給料表(3)の職務の級4級に属する係長（困難な業務を所掌する係長に限る。）に限る。）専決事項及び係長（中欄に規定する係長を除く。）専決事項の欄」を加え、同条第2項中「グループリーダーが専決することができる事項」を「別表第3の中欄の係長専決事項（第9号から第16号までを除く。）」に、「当該グループ」を「当該係」に、「サブリーダー」を「主幹」に改め、同項後段を削る。

第8条第2項中「できる事項」の次に「（別表第3の中欄の係長専決事項（第9号から第16号までに掲げる事項に相当するものを除く。）」を加え、同項後段を削る。

第12条の表課長の項中「グループリーダー」を「課長補佐」に改める。

第16条の表グループリーダー等の項中「グループリーダー」を「課長補佐」に改め、同項の次に次のように加える。

係長	1 課長補佐
----	--------

別表第1中15の項教育長決裁事項の欄第1号中「場合」の次に「（委託等に係るものを除く。）」を加え、同号を同欄第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- | |
|------------------------------|
| 1 1件70,000,000円以上の委託を決定すること。 |
|------------------------------|

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

課長補佐等専決事項・係長専決事項

課長補佐等専決事項	係長（職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の職務の級4級及び同項第4号に規定する研究職給料表の職務の級3級に属する係長並びに同項第5号ウに規定する医療職給料表(3)の職務の級4級に属する係長（困難な業務を所掌する係長に限る。）に限る。）専決事項	係長（中欄に規定する係長を除く。）専決事項
1 軽易又は定例的な資料、刊行物等を作成し、収集し、又は配布すること。	1 軽易又は定例的な資料、刊行物等を作成し、収集し、又は配布すること。	1 軽易又は定例的な資料、刊行物等を作成し、収集し、又は配布すること。
2 軽易又は定例的な通達、通知、進達、報告等を行うこと。	2 軽易又は定例的な通達、通知、進達、報告等を行うこと。	2 軽易又は定例的な通達、通知、進達、報告等を行うこと。
3 軽易又は定例的な照会及び回答を行うこと。	3 軽易又は定例的な照会及び回答を行うこと。	3 軽易又は定例的な照会及び回答を行うこと。
4 軽易又は定例的な届出書、報告書等を受理すること。	4 軽易又は定例的な届出書、報告書等を受理すること。	4 軽易又は定例的な届出書、報告書等を受理すること。
5 軽易又は定例的な事項の証明を行うこと。	5 軽易又は定例的な事項の証明を行うこと。	5 軽易又は定例的な事項の証明を行うこと。

6 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付を行うこと。	6 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付を行うこと。	6 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付を行うこと。
7 台帳、図書等を閲覧させること。	7 台帳、図書等を閲覧させること。	7 台帳、図書等を閲覧させること。
8 その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務を処理すること。	8 その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務を処理すること。	8 その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務を処理すること。
9 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。	9 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。	9 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。
10 1件3,000,000円未満の物品を購入し、又は請負等を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること。	10 1件100,000円未満の物品を購入し、又は請負等を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること。	10 1件100,000円未満の物品を購入し、又は請負等を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること。
11 1件100,000円未満の物件等の借入れを決定すること。	11 1件100,000円未満の物件等の借入れを決定すること。	11 1件100,000円未満の物件等の借入れを決定すること。
12 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること（島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。）。	12 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること（島根県会計規則第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。）。	12 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること（島根県会計規則第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。）。
13 1件3,000,000円未満の収入の調定及び納入の通知をすること並びに出納機関に対し当該収入の調定について通知すること。	13 1件100,000円未満の収入の調定及び納入の通知をすること並びに出納機関に対し当該収入の調定について通知すること。	13 1件100,000円未満の収入の調定及び納入の通知をすること並びに出納機関に対し当該収入の調定について通知すること。
14 職員（第2条第4号から第15号までに規定する職員を除く。次号及び第16号において同じ。）の旅行を命じ、及び復命を受けること。	14 職員（第2条第4号から第16号までに規定する職員を除く。次号及び第16号において同じ。）の旅行を命じ、及び復命を受けること。	14 前各号に定めるもののほか、あらかじめ課長が指定した事項であって、教育長に届け出た事項
15 職員の休暇を承認し、欠勤届を受理し、職務に専念する義務を免除し、勤務時間の割振り（定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員に係るものに限る。）をし、勤務時間の割振りを変更し、部分休業を承認し、又は特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りを行うこと。	15 職員の休暇を承認し、欠勤届を受理し、職務に専念する義務を免除し、勤務時間の割振り（定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員に係るものに限る。）をし、勤務時間の割振りを変更し、部分休業を承認し、又は特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りを行うこと。	
16 職員の休日及び時間外の勤務を命じ、又は代休日及び時間外勤務代休時間を指定すること。	16 職員の休日及び時間外の勤務を命じ、又は代休日及び時間外勤務代休時間を指定すること。	

17 前各号に定めるもののほか、あらかじめ課長が指定した事項であって、教育長に届け出た事項	17 前各号に定めるもののほか、あらかじめ課長が指定した事項であって、教育長に届け出た事項	
---	---	--

備考 この表の左欄に掲げる事項と同表の中欄又は右欄に掲げる事項とが競合している場合は、同表の中欄又は右欄に掲げるところによる。

別表第5第14号中「島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

（施行期日）

- この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第31項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この訓令による改正後の教育事務決裁規程別表第3左欄第15号及び中欄第15号の規定を適用する。

正

誤

令和4年10月25日付け島根県報第357号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
9	上から18	職員	教職員